改正

平成26年12月26日条例第38号 平成27年3月26日条例第12号 平成28年3月25日条例第6号 平成29年3月21日条例第6号

韮崎市放課後児童クラブ条例

(趣旨)

第1条 この条例は、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第34条の8の規定により、保護者が労働 等により昼間家庭にいない児童の健全な育成を目的として実施する韮崎市放課後児童クラブ(以下「児童クラブ」という。)の運営及び利用に関し必要な事項を定めるものとする。

(名称及び位置)

第2条 児童クラブの名称及び位置は、別表第1のとおりとする。

(事業内容)

- 第3条 児童クラブは、次に掲げる事業を行う。
 - (1) 児童の健康管理、安全の確保及び情緒の安定に関すること。
 - (2) 遊びの活動への意欲向上に関すること。
 - (3) 遊びを通しての自主性、社会性及び創造性の習得に関すること。
 - (4) 家庭や地域での遊びの地域環境づくりへの支援に関すること。
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、児童の健全育成に必要な活動に関すること。

(指導員等の設置)

第4条 児童クラブに指導員を置き、その他必要な職員を置くことができる。

(対象者)

- **第5条** 児童クラブを利用できる者は、市内に住所を有する児童又は市内の小学校に在学する児童 であって、かつ、次に掲げる事由のいずれかに該当するものとする。
 - (1) 保護者が就労又は疾病等の理由により昼間不在となることが常態であって、当該保護者及び保護者に代わる者のいない児童
 - (2) 保護者が家族等を看護することが常態であって、家庭で適切な監護を受けられない児童
- 2 市長は、前項の規定にかかわらず、特に必要と認めるときは、同項以外の小学校、義務教育学

校の前期課程又は特別支援学校の小学部に在籍する児童に児童クラブを一時的に利用させることができる。

(利用方法)

- 第6条 児童クラブは、次の各号に掲げる区分に応じて利用することができる。
 - (1) 年間利用 前条第1項に該当する児童の1学年度を通じての利用
 - (2) 1日利用 前条第2項に該当する児童の1日単位での利用 (休業日)
- **第7条** 児童クラブの休業日は、次のとおりとする。ただし、市長が必要と認めるときは、これを変更することができる。
 - (1) 日曜日
 - (2) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日
 - (3) 12月29日から翌年1月3日まで

(利用時間)

- **第8条** 児童クラブの利用時間は、次のとおりとする。ただし、市長が必要と認めるときは、当該利用時間を変更することができる。
 - (1) 次号に掲げる日以外の日 正午から午後7時まで
 - (2) 土曜日及び韮崎市立小、中学校管理規則(昭和51年4月韮崎市教育委員会規則第1号)第 4条第1項第3号から第9号までに規定する学校の休業日に当たる日 午前7時30分から午後 7時まで

(利用の許可)

- **第9条** 児童クラブを利用しようとする児童の保護者は、あらかじめ市長に申請し、その許可を受けなければならない。
- 2 市長は、前項の許可をする場合において、管理上必要があると認めるときは、条件を付すこと ができる。
- 3 第1項の規定にかかわらず、第6条第2号に規定する1日利用の場合は、同項の申請を省略することができる。

(利用の制限)

- 第10条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、児童クラブの利用を許可しない。
 - (1) 児童クラブを利用しようとする児童が疾病等の理由により集団生活に適さないと認められるとき。

- (2) 児童クラブの運営上支障があると認められるとき。
- (3) その他市長が不適当と認めるとき。

(利用料)

- 第11条 児童クラブの利用の許可を受けた児童(以下「利用児童」という。)の保護者は、当該児童の利用の区分に応じて、別表第2又は別表第3に定める利用料を規則で定める日までに納付しなければならない。ただし、同一世帯で同時に3人以上の児童が同じ児童クラブを利用する場合には、第3子以降の児童に係る利用料は、無料とする。
- 2 年間利用の方法で児童クラブを利用する児童が、月の中途から利用を開始する場合における当該月の利用料の額は、別表第3に掲げる額を適用した額とする。ただし、別表第2に掲げる年間利用の利用料の額を上限とする。
- 3 市長は、特に必要と認めるときは、利用料の全部又は一部を免除することができる。
- 4 既納の利用料は、還付しない。ただし、市長が特に必要と認めるときは、利用料の全部又は一 部を還付することができる。

(許可の取消し等)

- 第12条 市長は、利用児童が次の各号のいずれかに該当するときは、その許可を取り消し、又は利用を停止することができる。
 - (1) 偽りその他不正の行為により利用の許可を受けたとき。
 - (2) この条例又はこれに基づく規則に違反したとき。
 - (3) 利用児童が第5条に規定する要件に該当しなくなったとき。
 - (4) 第9条第2項の規定により付された条件に違反したとき。
 - (5) 第10条各号の規定に該当する事実が認められるとき。

(委任)

第13条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附則

この条例は、平成23年4月1日から施行する。

附 則(平成26年12月26日条例第38号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成27年3月26日条例第12号)

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

附 則(平成28年3月25日条例第6号)

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

附 則(平成29年3月21日条例第6号)

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

別表第1 (第2条関係)

名称	位置		
韮崎児童クラブ(第1)	上 韮崎市本町二丁目1番7号		
<u></u> 韮崎児童クラブ(第2)	 韮崎市本町二丁目1番7号		
北東児童クラブ(第1)	韮崎市藤井町駒井2248番地1		
北東児童クラブ(第2)	董崎市藤井町駒井2248番地 1		
北西児童クラブ	董崎市清哲町青木1078番地 1		
甘利児童クラブ(第1)	董崎市大草町上條東割788番地 		
甘利児童クラブ(第2)	韮崎市大草町上條東割788番地		

別表第2 (第11条関係)

年間利用の利用料(児童1人あたり)

	区分	単位	第1子	第2子
基本利用料		月額	2,500円	1,300円
長期休業期	夏季休業日の期間	1期間	3,000円	1,500円
間利用料の	冬季休業日の期間	1期間	1,000円	500円
加算	学年末休業日及び学校始休業の期	1 期間	1,000円	500円
	間			
延長利用の利	川用料	1 目	100円	100円

備考

- 1 第1子の利用料は、同一世帯において同一の児童クラブを利用する児童のうち、最年少の 児童の利用に適用する。
- 2 第2子の利用料は、同一世帯において同一の児童クラブを利用する児童のうち、第1子の 次に年長の児童の利用に適用する。
- 3 基本利用料は、利用開始時間から午後6時30分までの利用について適用する。
- 4 延長利用の利用料は、午後6時30分を超えての利用について適用する。
- 5 長期休業期間利用とは、次の期間での利用をいう。

- (1) 夏季休業日(韮崎市立小、中学校管理規則第4条第1項第6号に規定する休業日をいう。)
- (2) 冬季休業日(韮崎市立小、中学校管理規則第4条第1項第7号に規定する休業日をいう。)
- (3) 学年末休業日及び学年始休業日(韮崎市立小、中学校管理規則第4条第1項第5号及 び第8号に規定する休業日をいう。)
- 6 利用児童が長期休業期間利用を行う場合には、基本利用料に長期休業期間利用料を加算するものとする。
- 7 月の中途から利用を開始する場合における当該月の利用料の額は、別表第3に掲げる額を 適用した額とする。ただし、上記表に掲げる年間利用の利用料の額を上限とする。

別表第3 (第11条関係)

1日利用の利用料(児童1人あたり)

区分	単位	第1子	第2子
第8条第1号に規定する日の利用料	日額	300円	200円
第8条第2号に規定する日の利用料	日額	600円	300円
延長利用の利用料	1 日	100円	100円

備考

- 1 第1子の利用料は、同一世帯において同一の児童クラブを利用する児童のうち、最年少の 児童の利用に適用する。
- 2 第2子の利用料は、同一世帯において同一の児童クラブを利用する児童のうち、第1子の 次に年長の児童の利用に適用する。
- 3 第8条第1項又は第2項に規定する日の利用料は、午後6時30分までの利用について適用する。
- 4 延長利用の利用料は、午後6時30分を超えての利用について適用する。